

(事 務 連 絡)
業 債 第 2 0 号
2025 年 6 月 6 日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

記名国債証券の郵送による交付への切替えにかかるご連絡

記名国債関係事務につきましては、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、記名国債の証券交付は、代理受領者（市区町村）および交付取扱店（日本銀行本支店および代理店）双方の事務負担軽減の観点から、2018 年 10 月より郵送による取扱い（以下、「郵送交付」といいます。）を可能としています。

足もと、代理店引受金融機関では、効率的な事務運営の観点から事務集約化が進んでおり、国債の証券交付を担う交付取扱店においても、事務集中センター等への交付事務の集約を目的とした郵送交付のニーズが聞かれているところです。

こうした状況を踏まえ、日本銀行では、厚生労働省を通じて、都道府県および代理受領者に対して、交付取扱店から郵送交付への切替えにかかる要望が寄せられた場合にはこれにご協力いただきたい旨、別添のとおり通知しました。

貴店において、代理受領者に対し、郵送交付への切替えを依頼する場合には、必要に応じて、当該通知をご活用ください。また、代理受領者から貴店に対し、郵送交付への切替えにかかる要望が寄せられた場合には、原則これに応じていただきますようお願いいたします。

本件についてご不明な点等がございましたら、次の照会先までご連絡ください。

以 上

< 本件に関する照会先 >

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ
(代表) 03-3279-1111 記名国債担当者

別添

(事 務 連 絡)
日 銀 業 第 173 号
2025 年 5 月 23 日

都道府県・市区町村の特別弔慰金等ご担当 各位

日 本 銀 行 業 務 局

記名国債証券の郵送による交付への切替えにかかるご協力のお願い

記名国債関係事務につきましては、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、記名国債の証券交付は、代理受領者（市区町村）および交付取扱店（日本銀行本支店および代理店）双方の事務負担軽減の観点から、2018 年 10 月より郵送による取扱い（以下、「郵送交付」といいます。）を可能としています。

郵送交付は、従来の交付取扱店窓口での交付と比較して、証券・関係書類の搬送リスクや、来店時の待ち時間および書類不備発生時の再来店などの負担解消にも繋がる有効な手段です。

また、代理店引受金融機関では、効率的な事務運営の観点から事務集約化が進んでおり、国債の証券交付を担う交付取扱店においても、事務集中センター等への交付事務の集約を目的とした郵送交付のニーズが高まっています。

記名国債の郵送交付については、代理店統廃合による交付取扱店の指定変更のタイミングを捉え、既に多くの代理受領者にご協力いただいている*ところではありますが、交付取扱店窓口での交付を継続されている代理受領者におかれましては、こうした状況にもご理解いただき、交付取扱店から郵送交付への切替えにかかる要望が寄せられた場合には、ご協力いただけますと幸甚です。また、既に郵送交付への切替えを計画されている場合には、交付取扱店に対し、その旨ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

* 日本銀行本支店への交付取扱店変更が可能となった 2023 年度以降についてみますと、代理店統廃合により交付取扱店変更が発生する代理受領者のうち約 9 割が郵送交付への切替えにご協力頂いています。

なお、郵送交付の事務概要やよく聞かれる照会事項を別紙１に、郵便料金の算出
手順を別紙２に取り纏めましたので、郵送交付への切替えのご検討にあたって
参考としてご活用いただければと存じます。

以 上

＜本件に関する照会先＞

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ
(代表) 03-3279-1111 記名国債担当者

郵送による証券交付への切替えにご協力ください

郵送による証券交付（以下「郵送交付」）とは、交付取扱店の窓口に来店することなく証券を受領できる方法です。このため、交付取扱店との往復時の証券・関係書類の搬送リスクや、来店時の待ち時間および書類不備発生時の再来店などの負担解消にも繋がります。郵送交付への切替えをご検討されている場合には、お気軽に交付取扱店までご相談ください！

郵送交付のメリット



＼ 郵送交付への切替えにより解消 ＼

個人情報も安心！

- ▶ 裁定通知書や受取人明細表には、個人名、住所その他の個人情報が含まれるため搬送リスク（紛失・盗難）が心配・・・でも書留郵便を利用することで解決！

待ち時間なし！

- ▶ 都合のいいタイミングでポストへ投函！

書類不備なら再送！

- ▶ 交付取扱店との往復で1日が終わる・・・なんてこともありません！

郵送交付の流れ

簡単な3ステップ！

ステップ①



交付取扱店へ

送付請求書や切手等を郵送（簡易書留）

ステップ②



交付取扱店から

証券等を受領（一般書留）

ステップ③



交付取扱店へ

受領書や領収証等を返送（簡易書留）

よく聞かれる照会事項

Q1

郵送交付への切替えにあたり、交付取扱店との間で書類手続は必要ですか？

A1

交付取扱店との間で書類手続は一切発生しません！お気軽に交付取扱店までご相談ください。

Q2

代理受領者側で事前に準備しておくべき事項は何ですか？

A2

部署内で事務取扱体制を整えていただくほか、証券の郵送にかかる切手代金（証券等の総重量に応じた基本料金に一般書留料金を加算した金額）等にかかる予算措置が必要です。

Q3

郵送料を交付取扱店の負担とすることは可能ですか？

A3

郵便料は、関係省令（国債規則第19条）に基づき、代理受領者の負担となります。

Q4

送付した郵便切手の金額が不足していた場合はどうなりますか？

A4

郵便切手の金額に不足がある場合、原則として、交付取扱店から不足分の郵便料を代理受領者に請求します。このため、料金不足とならないようご注意ください。

▶ 具体的なフローは次ページをご覧ください！！

郵送交付の概要



ポイント② <領収証送付時の郵便物>

国債証券類受領書

交付取扱店から受領した国債証券類受領書に日付を記入のうえ同封します。

交付通知書（領收証） & 受取人明細表

交付取扱店より返送された「交付通知書」の領収証欄に記入・押なつ（押印廃止分は押なつ不要）のうえ、「受取人明細表」を添付して同封します。

第●●回特別弔慰金国庫債券交付通知書

第●●●回特別弔慰金国庫債券交付通知書		通し頁	7
番号	交付取扱店	受取人氏名	
第123号	日本銀行 ○○ 代理店	○○市長	

第●●●回特別弔慰金国庫債券(い号) 額面27万5千円
令和5年発行分

この証券 27万5千円券 1枚

上記の証券を戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第○条第○項の規定によって交付しますから、上記の交付取扱取扱店で受け取ってください。

令和○年○月○日

○○財務局長 ○ ○ ○ ○

領収証欄
へ記入!

領 収 証

上記の証券を受け取りました。

現在所 ○○市○○町一○

氏 名 ○○市長 ○○ ○○

令和○年○月○日

印

領收証欄
へ記入！

領收証

上記の証券を受け取りました。

現住所 ○○市○○町○一○

現住所 ○○市○○町○-○
氏 名 ○○市長 ○○ ○○

金の目安

基本料金（1,350円、定形外・規格外＜2kg以内＞）に
一般書留基本料金（480円）を加算したもの。

郵便物の内訳	1枚の重量	枚数	総重量
証 券	7.4g	100枚	740g
交 付 通 知 書	4g	1枚	4g
受 取 人 明 細 表	4g	10枚	40g
裁（認）定通知書	4.5g	100枚	450g
国債証券類送付書受領書	4g	1組	4g
封 筒	16g	1通	16g
合 計	—	—	1,254g

< 郵便料金の算出手順 >

* 黄色のセルを埋めることで算出できます。

【手順 1】 お手元にある以下①～③の合計の重さを測ります。

郵便物の内訳	合計の重さ
① 裁（認）定通知書	g
② 交付通知書（領収書）	
③ 受取人明細表	

【手順 2】 郵便物の総重量を算出します。

郵便物の内訳	単位当たりの重さ (A)	枚数等 (B)	合計の重さ (A) × (B)
④ 【手順 1】の「合計の重さ」			g
⑤ 国債証券類送付書・同受領書	4 g	1 組	4 g
⑥ 国債証券	※ 1 g	枚	g
⑦ 封筒	※ 2 g	通	g
合 計			g

郵便物の総重量

（※ 1）国債証券1枚の重さの目安は以下のとおりです。

- ・小サイズ（第十二回特別弔慰金国庫債券等）： 7.4 g
- ・大サイズ（第三十回特別給付金国庫債券等）： 14.0 g

（※ 2）封筒の重さは交付取扱店により異なるため、直接お問い合わせください。

【手順 3】 日本郵便のホームページにより以下⑧～⑨の料金を確認し、合計金額を算出します。

	料金
⑧ 【手順 2】で算出した総重量を郵送する場合の料金※ ³	円
⑨ 一般書留の利用料金※ ⁴	円
合 計	円

（※ 3）定形外郵便物規格内もしくは定形外郵便物規格外の基本料金です。

（※ 4）損害要償額（10万円まで）の引上げは不要です。